

(様式第2号)

平成30年度第4回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成30年8月9日(木) 13:00 ~ 15:00
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 島田 茂 委 員 伊藤 明子 委 員 大久保 規子 委 員 大月 一弘 委 員 亀若 浩幸 欠 席 岩本 洋子 事 務 局 吉田課長, 古川係長, 矢代主事, 洲崎主事
事 務 局	文書法制課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者5人中5人の賛成により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 議題ア, イ及びエの審査請求の案件については, 個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 非公開の決定
- (3) 議題

ア 平成28年7月20日付け芦都住第571-2号公文書部分公開決定処分に係る審査請求(平成28年9月15日付け)について

イ 平成29年4月13日付け芦会第39号公文書部分公開決定に係る審査請求(平成29年6月21日付け)について

ウ 「芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

に基づく個人番号の利用に関する条例」の一部を改正する条例について

エ 平成30年4月12日付け芦固審発第3-2号公文書不存在決定に係る審査請求
(平成30年7月3日付け) について

オ その他

2 提出資料

なし

3 審議経過

開会

(1) 平成28年7月20日付け芦都住第571-2号公文書部分公開決定処分に係る審査
請求(平成28年9月15日付け) について

ア 非公開とした部分の一部は公開すべきと判断した。

イ 答申案を作成し、次回審議する。

(2) 平成29年4年13日付け芦会第39号公文書部分公開決定に係る審査請求(平成2
9年6月21日付け) について

ア 継続審議とした。

(3) 「芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に
基づく個人番号の利用に関する条例」の一部を改正する条例について

ア 改正を行うことを妥当と判断し、本日付けで答申する。

(4) 平成30年4月12日付け芦固審発第3-2号公文書不存在決定に係る審査請求(平
成30年7月3日付け) について

ア 事務局より説明を行った。

イ 次回審議とする。

(5) その他

閉会